

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント

平成29年1月1日施行

1. 介護のための制度の改正（育児・介護休業法）


		平成28年までは	平成29年からは
介護休業	分割取得	対象家族1人につき、 一 要介護状態ごとに 1回 、通算93日まで	対象家族1人につき、 3回を上限 として、通算93日まで
	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②開始予定日から 93日経過後の雇用見込み 、③93日経過後から 1年以内 に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②93日経過日から 6ヶ月を経過する日までの間に 、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
介護休暇の半日単位の取得		介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日（ 1日単位 ）	介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日（ 半日単位の取得可 ）
介護短時間勤務等（※）の要件の変更		対象家族1人につき 一 要介護状態ごとに 1回 、 介護休業と日数を通算して93日	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上 の利用を可能とする
介護のための所定外労働の免除		（無）	（ 新設 ） 介護終了までの期間について、所定外労働の免除を請求可
介護休業等の対象家族の拡大		配偶者、父母、子、配偶者の父母、 同居かつ扶養している 祖父母、兄弟姉妹、孫	配偶者、父母、子、配偶者の父母、 祖父母、兄弟姉妹、孫（同居・扶養要件を削除）

2 育児のための制度の改正（育児・介護休業法）

		平成28年までは	平成29年からは
育児休業	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、② 子が1歳以降も雇用継続の見込みがあること 、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が 1歳6か月になるまでの間に 、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
	対象となる子の範囲拡大	実子・養子（ 法律上の親子関係であるもの ）	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等、法律上の親子関係に準じる関係にあると言える子 （要件を追加）
子の看護休暇の半日単位の取得		対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日（ 1日単位 ）	対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日（ 半日単位の取得可 ）

3. 妊娠・出産・育児・介護等を理由とする不利益取扱いの防止措置

（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）

		平成28年までは	平成29年からは
禁止・義務の対象		事業主	事業主
内容	 <p>妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。</p> <p>※就業環境を害する行為を含む（均等法第9条、育介法第10条等）</p>	<p>左記に加えて防止措置義務を新規に追加</p> <p>上司、同僚などが職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように、防止措置（※）を講じなければならない。</p> <p>※労働者への周知・啓発、相談体制の整備、ハラスメントの原因や背景要因の解消等。</p>	

平成29年10月1日施行

- 改正内容① 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に
- 改正内容② 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ
- 改正内容③ 育児目的休暇の導入を促進

保育園などに入れない場合
2歳まで育児休業が取れる
ようになります！

詳しくは和歌山労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

